

鵜飼・広谷・高木の一部で下水道が使えるようになりました

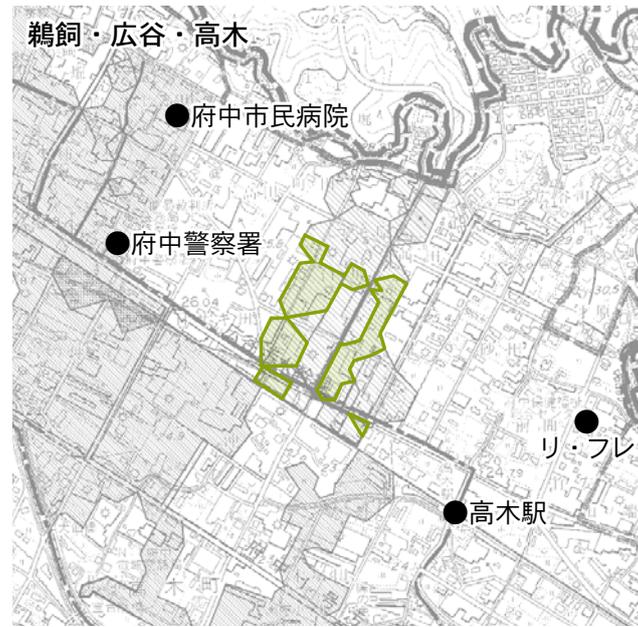
下水道への早期接続をお願いします

川や海を守るために
3年以内に接続を！

下水道施設は、日常生活や工場などから出る汚水を終末処理場に集め、科学的・衛生的に処理して、川や海にきれいな水を戻すためにあります。

下水道が使える区域になると、3年以内にトイレを水洗化して、下水道に接続することが義務付けられています。

下水道が使える区域に住まいで、生活排水を道路の側溝や水路に流している場合は、下水道への早期接続をお願いします。



新たに使えるようになった区域 3ha

問い合わせ先 上水下水道課 (☎43-7162)

排水設備工事は指定工事店で！

排水設備工事や浄化槽の撤去、くみ取り式トイレの水洗化の改造工事は、市が指定する排水設備指定工事店に直接依頼してください。

指定工事店は、市のホームページか上水下水道課で確認できます。工事の申請手続きは、指定工事店が行って行います。

ご利用ください！ 下水道接続工事費の融資あっせん制度

金融機関から100万円を限度に融資を仲介し、その利子を市が負担する制度があります。

ただし、この制度の利用は、下水道が使える区域になつてから3年以内に工事を行う人に限られます。法人は対象になりません。

耕地・山地の重複地番の解消へ 山地番の地番変更を行います

問い合わせ先 広島法務局不動産登記部門
(☎082-22815741)

地番変更を行う区域
府中町、出口町、本山町、元町、鵜飼町、中須町、栗柄町、用土町、目崎町、父石町、上山町

地番変更の方法
山地番に「10000」を加える方法によって行います。

例 (変更前) 115番地
↓
(変更後) 10115番地

変更通知を送付します
地番を変更後、法務局から登記簿に記載されている所有者宛てに、地番変更通知書を送付します。

明治以来、宅地などの耕地に1番から順に耕地番が付けられています。しかし、山林などの山間地にも同じように1番から順に山地番が付けられたため、同じ地番区域内の耕地と山間地に同じ地番がある重複地番が多く存在しています。

トラブルになることも！

法務局が提供しているインターネットで不動産登記

情報などが確認できる登記情報提供制度や、各種申請・届け出のオンライン申請などのサービスを利用するとき、重複地番があることを知らずにトラブルになるケースが多発しています。そこで、不動産に関する権利を保全し、安全・円滑に取り引きできるようにするため、6月1日(木)に山地番の地番変更を実施し、重複地番を解消します。